

貯蓄金管理協定の一部変更について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成24年12月20日

福 利 課

貯蓄金管理協定の一部変更の概要

預金利率（第6条）

1 変更の内容

福祉貯金利率を平成25年2月1日から0.1ポイント引下げ、年1.2%に変更する。

(理由)

福祉貯金の総資産の運用利回りが現行の貯金利率年1.3%を当分の間下回るが見込まれるため。

2 施行日

平成25年2月1日

3 貯蓄金管理協定の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(預金の利率) 第6条 利率は年<u>1.2</u>パーセントとする。 ただし、金融情勢の変動があったときは、<u>甲乙協議</u>のうえ、これを<u>変更</u>することができる。</p>	<p>(預金の利率) 第6条 利率は年<u>1.3</u>パーセントとする。 ただし、金融情勢の変動があったときは、<u>甲乙協議</u>のうえ、これを<u>変更</u>することができる。</p>

参考資料

平成 24 年 11 月 30 日現在

題 名	福 祉 貯 金 に つ い て
目 的	<p>愛知県教育委員会が、労働基準法第 18 条に基づき、社内預金制度に係る一切の事務を、互助会が受託・実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄金管理協定（昭和 47 年 3 月 31 日） ・貯蓄金管理要綱（昭和 47 年 6 月 1 日） ・財団法人愛知県教育職員互助会福祉貯金管理要領（昭和 47 年 6 月 1 日）
積 立 額	<p>例月積立 給料の範囲内（1,000 円の整数倍）</p> <p>臨時積立 6・12 月の期末・勤勉手当の範囲内（1,000 円の整数倍）</p>
積立額の額 の 変 更	<p>年 2 回（中断者は除く） 6 月に受付 ⇒ 7 月から積立額変更 12 月に受付 ⇒ 1 月から積立額変更</p>
預金限度額	1,000 万円（障害者等非課税制度適用 350 万円）
加 入 申 込	毎月 25 日締切 ⇒ 翌月から
中 断 ・ 復 活	毎月 25 日締切 ⇒ 翌月から
一 部 払 出	<p>毎月 2 回 8 日締切 ⇒ 20 日送金 15 日締切 ⇒ 27 日送金</p>
解 約	毎月 25 日締切 ⇒ 翌月 20 日送金（解約手数料なし）
利 率 利 息	<p>年利 1.3%（平成 24 年 2 月 1 日から） 年 2 回（2/1・8/1）元本へ繰入れ</p>
貯 金 残 高	1,390 億 151 万 8,378 円
加 入 者 数	35,219 人
加 入 率	73.1%（対象会員数 48,116 人）